

柴田町会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月16日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第19号

柴田町会計規則の一部を改正する規則

柴田町会計規則（平成24年柴田町規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1 別記1	別表第1 別記2
別表第2 別記3	別表第2 別記4

別記1 (改正後)

別表第1 (第4条関係)

出納員	委任される事務
(略)	(略)
子ども家庭課長の職にある職員	1～5 (略) <u>6 柴田町乳児等通園支援事業の実施等に関する規則に基づく利用料の直 接收納</u>
(略)	(略)

別記2 (改正前)

別表第1 (第4条関係)

出納員	委任される事務
(略)	(略)
子ども家庭課長の 職にある職員	1～5 (略)
(略)	(略)

別記3 (改正後)

別表第2 (第4条関係)

出納員	現金取扱員	委任される事務
(略)	(略)	(略)
子ども家庭課長の職にある職員	子ども家庭課に勤務する職員で課長以外の職にある職員	1～2 (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> <u>柴田町乳児等通園支援事業の実施等に関する規則に基づく利用料の直接収納</u>
	船岡保育所に勤務する職員 槻木保育所に勤務する職員 西船迫保育所に勤務する職員	1 (略) <u>2</u> <u>柴田町乳児等通園支援事業の実施等に関する規則に基づく利用料の直接収納</u>
(略)	(略)	(略)

別記4（改正前）

別表第2（第4条関係）

出納員	現金取扱員	委任される事務
(略)	(略)	(略)
子ども家庭課長の職にある職員	子ども家庭課に勤務する職員で課長以外の職にある職員	1～2 (略) <u>3</u> 柴田町障害児通園施設条例に基づく使用料の直接収納 <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)
	船岡保育所に勤務する職員 槻木保育所に勤務する職員 西船迫保育所に勤務する職員	1 (略)
(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。